

中部州の実現 効率的で小さな政府をめざして【概要版】

1 活力ある経済社会の構築

(1) 地方分権、民営化は時代の流れ

第 期三位一体改革の実現

・過去2年間の三位一体の改革は、地方の裁量の拡大や税財源の拡充に繋がらない不十分なものである。2004年11月に政府・与党間で合意された「三位一体の改革の全体像」における合意事項を、内容・実質で遵守し、2007年度以降も第 期改革として、国庫補助負担金の廃止・縮減と税源移譲を一体的に進めるべき。

公務員制度改革の早期実施

・能力・実績評価システムの強化、役職定年制の導入、身分保障の見直し。
・地方の事務事業の再編・整理や廃止・統合を行い、地方公務員の手当の見直しや給与・定員管理の適正化を実施。

縦割り行政の是正

・縦割り行政に基づく省益・局益を排除するための、人事制度改革と人材の適正配分。

地方財政の自由度の回復

・国庫補助金より地方へ税源移譲。

(2) 社会経済環境の変化

市町村合併の進展と都道府県の役割・機能の変化

・市町村合併の進展により、府県は広域的な課題への対応が必要。

人口減少・少子高齢社会の到来

・地域社会の担い手不足に伴い、従来のようなフルセット型の行財政運営から地域主導型の個性的な行政運営へ。

グローバルな競争時代への対応と行政の広域化

・国際的な都市間競争への対応を図るには、府県制度から広域的な行政へ移行し、創意工夫や個性を發揮することが必要。

2 国と地方の役割の現状

(1) 都道府県の行政

・地方分権一括法以後も、中央省庁が政策を立案し、法制化して、これを地方が遂行する、中央集権体制。

・国庫支出金制度・許認可制度は、国が地方に関与する口実を与えるものだけに、この財源移譲と規制改革が望まれる。

(2) 都道府県の財政

・都道府県歳入の35.8%は地方交付税と国庫補助金が占めており、財政力指数0.4未満が半数以上。

・公共事業抑制を反映し、普通建設事業は10兆4,000億円に減少、地方債発行残高は76兆8,000億円に増大。

・地方公務員給与は民間を大きく上回る。

3 都道府県行政の課題

(1) 予算編成について

・地方公共団体の予算は、国の地方交付税と国庫補助金に依存しており、地方への税源移譲が必要。

(2) 事業別にみた具体的な課題

道路整備事業：煩雑な事務手続 パラマキ型の道路整備

生活排水対策：汚水処理施設の一体的な整備・管理の遅れ

防災(河川管理)：防災情報の提供や復旧工事発注(国・地方)が一元的に行われていない

教育：教育に関する担当部局が一元化されていない

全国一律の基準によって地域特性を發揮しにくい

幼保一元化：地域のニーズと合致しない乳幼児保育・教育制度

バス事業：赤字路線に対する補助基準が全国一律

農地転用：煩雑な事務 画一的な転用基準

農業農村整備事業：複雑な国庫補助金制度 補助事業の縮減

港湾整備：パラマキ型の港湾・漁港整備 国際競争力の低下

地方支分部局：局ごとに管轄するエリアがバラバラ

国庫補助金とプロジェクト：県単独事業と比較すると時間的・経済的ロスが大きい

構造改革特区制度等：全国一律の規制を変革するニーズが高い

4 提言 中部州の実現 効率的で小さな政府をめざして

(1) 道州制における州の姿

州の概要

・州はあくまでも国と対等の関係であり、本来国の役割とされる行政事務以外は、権限と財源を州に移譲。

・州の区域は都道府県の区域にこだわらず、総合的な検討を行う必要があるが、本稿では中部州の区域を「長野県」「岐阜県」「静岡県」「愛知県」「三重県」とする。

・議会議員および首長は住民の直接選挙により選出する。

・本庁のほか、地方事務所を置く。

行政コストの削減効果

・中部5県の一般行政職員の人件費削減効果を試算したところ、33千人から27千人に減少、金額ベースで500億円程度の削減効果。(総務省第7次定員モデル)

・議会議員、東京事務所、試験研究機関、特別行政職員の整理統合や出先機関の州への統合、州内分権により、さらに大きなコスト削減効果を期待。

・国と州が共に効率的で小さな政府をめざすべき。

広域行政のサービス・機能強化

・道州制の実現により、下記のような広域行政サービス・機能強化が期待できる。

ア)世界最先端の研究機関の整備、産官学連携の強化

イ)伊勢湾流域が一体となった環境管理、広域処分場の整備

ウ)伊勢湾の主要港を一元的に管理するポートオーソリティを設置し、港湾機能を強化

エ)広域防災体制の強化

オ)州内の観光資源を結びつけて一元的にPRする等広域観光の推進

(2) 道州制実現に向けた税財政の抜本改革

・地方消費税の引き上げ

・国庫補助金の廃止

・地方交付税の大幅な縮小

・法人税、所得税の減税

・水平財政調整制度の創設

(3) 道州制実現に向けての今後の取組み

連邦制を視野にいれた論議の必要性

・連邦制や連邦制の特徴を持った道州制についても検討の対象にすべき。

道州制実現に向けたスケジュール

前期(2006年度～2010年度) 制度検討期間

・衆参両院における「道州制推進特別委員会」(仮称)の設置

・「道州制基本法」(仮称)の要綱の策定

・「地方と国の共同による道州制推進協議機関」の設置

・国の地方支分部局と都道府県との業務統合を検討

・行政・経済界・学識経験者などによる「道州制検討協議会」(仮称)の設置

・シンポジウムや講演会の開催や広報活動の積極的展開など国民的機運の醸成

後期(2011年度～2015年度) 制度準備・移行期間

・「道州制基本法」の具体的内容の検討・取りまとめ

・各州に「州設立準備協議会」(仮称)の設置

(中部5県では「中部州設立準備協議会」(仮称)の設置)

・都道府県の廃止手続や州の設立手続など、最終の移行準備

2015年度 道州制に移行

国民的議論の展開 道州制への移行と小さな政府の実現をめざして

・国民は自らの責任として広域行政のあり方について真剣に取り組むべき。